

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率 (月 分)	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計				
補正後	長 等	2	千円 —	千円 24,365	千円 9,354 (3.10)	千円 778	千円 —	千円 —	千円 34,497	千円 5,413	千円 39,910	
	議 員	40	372,248	—	137,248 (3.10)	—	—	—	509,496	77,957	587,453	
	その他の特別職	66	84,201	6,204	2,535 (3.10)	198	—	24	93,162	2,003	95,165	
	計	108	456,449	30,569	149,137	976	—	24	637,155	85,373	722,528	
補正前	長 等	2	—	24,365	8,901 (2.95)	778	—	—	34,044	5,512	39,556	
	議 員	40	372,240	—	132,689 (2.95)	—	—	—	504,929	77,957	582,886	
	その他の特別職	66	84,201	6,204	2,412 (2.95)	198	—	24	93,039	2,007	95,046	
	計	108	456,441	30,569	144,002	976	—	24	632,012	85,476	717,488	
比 較	長 等	—	—	—	453	—	—	—	453	△99	354	
	議 員	—	8	—	4,559	—	—	—	4,567	—	4,567	
	その他の特別職	—	—	—	123	—	—	—	123	△4	119	
	計	—	8	—	5,135	—	—	—	5,143	△103	5,040	

2 一般職
(1) 総括

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(207) ^A 16,005	千円 —	千円 65,917,060	千円 52,422,352	千円 118,339,412	千円 22,324,218	千円 140,663,630	
補 正 前	(209) 15,964	—	65,927,706	51,593,134	117,520,840	22,534,737	140,055,577	
比 較	(△2) 41	—	△10,646	829,218	818,572	△210,519	608,053	

職員数における（ ）書きは、再任用短時間勤務職員に係るものであり、外書きである。

職員手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	単 身 赴 任 手 当	特 殊 勤 務 手 当	特 地 勤 務 手 当	超 過 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 1,758,913	千円 1,173,865	千円 813,773	千円 1,702,333	千円 96,938	千円 744,365	千円 5,241	千円 2,217,750
	補 正 前	1,804,303	1,149,037	796,882	1,689,573	91,018	704,761	5,607	2,217,750
	比 較	△45,390	24,828	16,891	12,760	5,920	39,604	△366	—
職員手当の内訳	区 分	夜 勤 手 当	宿 日 直 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	初 任 給 調 整 手 当	寒 冷 地 手 当	期 末 手 当
	補 正 後	千円 166,590	千円 342,916	千円 527,289	千円 1,096,687	千円 4,334	千円 65,253	千円 2,449	千円 15,652,965
	補 正 前	167,360	343,799	536,600	1,102,906	3,713	69,533	2,726	15,665,366
	比 較	△770	△883	△9,311	△6,219	621	△4,280	△277	△12,401
区 分	勤 勉 手 当	農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	産 業 教 育 手 当	定 時 制 通 信 教 育 手 当	へ き 地 手 当	へ き 地 手 当 に 準 ず る 手 当	教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	

	補正後	8,956,639 ^{千円}	4,433 ^{千円}	43,916 ^{千円}	45,880 ^{千円}	81,188 ^{千円}	847 ^{千円}	568,681 ^{千円}	16,349,107 ^{千円}
	補正前	8,114,435	4,450	44,799	46,818	88,403	983	593,205	16,349,107
	比較	842,204	△17	△883	△938	△7,215	△136	△24,524	—

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減額の増減事由別内訳		説明	備考
給料	△10,646 ^{千円}	1 給与改定に伴う増減分	203,154 ^{千円}		給与改定の状況 { 給料の改定率 0.26% 給与改定実施時期 平成26年4月1日
		2 その他の増減分	△213,800		
職員手当	829,218	1 制度改正に伴う増減分	929,231	○通勤手当 3,353 ○単身赴任手当 9,782 ○初任給調整手当 211 ○勤勉手当 915,885	自転車等使用者に対する支給月額を引上げ 基礎額を引上げ 23,000円→26,000円 支給月額限度額を引上げ 最高月額410,900円→412,200円 年間支給割合 1.35月→1.50月
		2 その他の増減分	△100,013		

(3) 給料及び職員手当の状況
ア 職員1人当たり給与

区分	行政職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	警察官	高等学校等 教 育 職
平成26年10月1日現在	平均給料月額(円)	323,778	338,453	390,905	306,726	343,151	353,003
	平均給与月額(円)	367,672	386,219	843,524	337,969	372,311	392,573
	平均年齢(歳)	43.3	43.8	38.2	41.6	45.7	43.0
平成25年10月1日現在	平均給料月額(円)	301,589	312,801	370,785	286,629	323,847	336,899
	平均給与月額(円)	346,734	361,810	839,348	318,307	352,354	377,403

	平均年令(歳)	43.0	43.4	38.2	41.0	45.7	38.5	42.9	
区	分	小中学校等 教 育 職	現 業 職	育児短期時間勤務に伴う短時間 勤務職員行政職					
平成26年10月1日現在	平均給料月額(円)	346,876	305,273	58,446					
	平均給与月額(円)	381,866	330,133	64,382					
	平均年令(歳)	43.5	53.2	38.0					
平成25年10月1日現在	平均給料月額(円)	335,515	293,190	61,143					
	平均給与月額(円)	371,731	321,043	66,636					
	平均年令(歳)	44.1	52.7	37.4					

イ 初 任 給

区	分	行政職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	警察官	高等学校等 教 育 職	小中学校等 教 育 職	現 業 職	
県 の 制 度	高校卒(円)	補正後	146,500	147,200	—	147,800	—	167,000	157,100	157,100	144,200
		補正前	144,500	145,200	—	145,700	—	164,700	154,900	154,900	141,900
	大学卒(円)	補正後	180,800	197,000	249,900	186,600	209,200	199,500	201,900	201,900	—
		補正前	178,800	194,800	247,600	184,500	206,900	197,200	199,700	199,700	—
区	分	行政職(一)	研 究 職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	公安職(一)	—	—	行政職(二)	
国 の 制 度	高校卒(円)	補正後	142,100	142,200	—	142,400	—	160,300	—	—	139,500

		補正前	140,100	140,200	—	140,300	—	158,100	—	—	137,200
国の制度	大学卒(円)	補正後	181,200	197,000	240,100	180,300	203,400	203,100	—	—	—
		補正前	181,200	194,800	237,700	178,200	201,100	203,100	—	—	—

ウ 級別職員数

区分	行政職			研究職			医療職(1)			医療職(2)		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成26年10月1日現在	1	(-) / 423	(-) / 9.9	1	(-) / 2	(-) / 1.0	1	(-) / 18	(-) / 69.2	1	(-) / 9	(-) / 6.2
	2	(-) / 353	(-) / 8.2	2	(12) / 70	(100.0) / 36.3	2	(-) / 1	(-) / 3.9	2	(-) / 29	(-) / 19.9
	3	(141) / 868	(100.0) / 20.2	3	(-) / 95	(-) / 49.2	3	(-) / 7	(-) / 26.9	3	(2) / 20	(100.0) / 13.7
	4	(-) / 990	(-) / 23.1	4	(-) / 24	(-) / 12.5	4	(-) / 1	(-) / 1	4	(-) / 42	(-) / 28.8
	5	(-) / 1,094	(-) / 25.5	5	(-) / 2	(-) / 1.0				5	(-) / 43	(-) / 29.4
	6	(-) / 405	(-) / 9.4							6	(-) / 1	(-) / 1
	7	(-) / 87	(-) / 2.0							7	(-) / 3	(-) / 2.0
	8	(-) / 46	(-) / 1.1									
	9	(-) / 27	(-) / 0.6									
	計	(141) / 4,293	(100.0) / 100.0	計	(12) / 193	(100.0) / 100.0	計	(-) / 26	(-) / 100.0	計	(2) / 146	(100.0) / 100.0
	1	(-) / 437	(-) / 10.2	1	(-) / 3	(-) / 1.6	1	(-) / 17	(-) / 68.0	1	(-) / 15	(-) / 9.6

平成25年10月1日現在	2	(-) / 327	(-) / 7.7	2	(12) / 74	(100.0) / 39.6	2	(-) / 1	(-) / 4.0	2	(-) / 28	(-) / 18.0
	3	(145) / 929	(100.0) / 21.7	3	(-) / 85	(-) / 45.5	3	(-) / 7	(-) / 28.0	3	(2) / 20	(100.0) / 12.8
	4	(-) / 955	(-) / 22.3	4	(-) / 24	(-) / 12.8	4	(-) / -	(-) / -	4	(-) / 44	(-) / 28.2
	5	(-) / 1,089	(-) / 25.5	5	(-) / 1	(-) / 0.5				5	(-) / 46	(-) / 29.5
	6	(-) / 403	(-) / 9.4							6	(-) / -	(-) / -
	7	(-) / 70	(-) / 1.6							7	(-) / 3	(-) / 1.9
	8	(-) / 47	(-) / 1.1									
	9	(-) / 23	(-) / 0.5									
	計	(145) / 4,280	(100.0) / 100.0	計	(12) / 187	(100.0) / 100.0	計	(-) / 25	(-) / 100.0	計	(2) / 156	(100.0) / 100.0
	区 分	医 療 職 (3)			警 察 官			高等学校等教育職			小中学校等教育職	
級		職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成26年10月1日現在	1	(-) / -	(-) / -	1	(-) / 308	(-) / 14.3	1	(-) / 398	(-) / 13.4	1	(-) / 677	(-) / 11.4
	2	(-) / 18	(-) / 18.4	2	(-) / 362	(-) / 16.8	2	(-) / 2,460	(-) / 82.5	2	(-) / 4,556	(-) / 76.5
	3	(-) / 20	(-) / 20.4	3	(3) / 414	(18.8) / 19.2	3	(-) / 77	(-) / 2.6	3	(-) / 361	(-) / 6.1
	4	(-) / 33	(-) / 33.7	4	(12) / 623	(75.0) / 28.9	4	(-) / 45	(-) / 1.5	4	(-) / 361	(-) / 6.0
	5	(-) / 26	(-) / 26.5	5	(1) / 267	(6.2) / 12.4						
	6	(-) / 1	(-) / 1.0	6	(-) / 84	(-) / 3.9						
				7	(-) / 59	(-) / 2.7						

				8	(-)23	(-)1.1						
				9	(-)14	(-)0.7						
	計	(-)98	(-)100.0	計	(16)2,154	(100.0)100.0	計	(-)2,980	(-)100.0	計	(-)5,955	(100.0)100.0
平成25年10月1日現在	1	(-)1	(-)1	1	(-)317	(-)14.7	1	(-)440	(-)14.5	1	(-)653	(-)10.9
	2	(-)18	(-)17.6	2	(-)342	(-)15.9	2	(-)2,465	(-)81.4	2	(1)4,611	(100.0)76.8
	3	(-)21	(-)20.6	3	(1)417	(6.7)19.4	3	(-)79	(-)2.6	3	(-)371	(-)6.2
	4	(-)35	(-)34.3	4	(13)611	(86.6)28.4	4	(-)46	(-)1.5	4	(-)367	(-)6.1
	5	(-)26	(-)25.5	5	(1)282	(6.7)13.1						
	6	(-)2	(-)2.0	6	(-)89	(-)4.1						
				7	(-)61	(-)2.8						
				8	(-)21	(-)1.0						
				9	(-)14	(-)0.6						
		計	(-)102	(-)100.0	計	(15)2,154	(100.0)100.0	計	(-)3,030	(-)100.0	計	(1)6,002
区 分	現 業 職			育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職								
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)						
	1	(-)1	(-)0.5	1	10	100.0						
	2	(-)4	(-)1.9	2	-	-						
	3	(36)34	(100.0)16.3	3	-	-						

平成26年10月1日現在	4	(-) / 87	41.6 / (-)	4	-	-
	5	(-) / 83	39.7 / (-)	5	-	-
				6	-	-
				7	-	-
				8	-	-
				9	-	-
	計	(36) / 209	(100.0) / 100.0	計	10	100.0
平成25年10月1日現在	1	(-) / 1	(-) / 0.5	1	9	100.0
	2	(-) / 4	(-) / 1.8	2	-	-
	3	(34) / 34	(100.0) / 15.3	3	-	-
	4	(-) / 82	(-) / 36.9	4	-	-
	5	(-) / 101	(-) / 45.5	5	-	-
				6	-	-
				7	-	-
				8	-	-
				9	-	-
	計	(34) / 222	(100.0) / 100.0	計	9	100.0

職員数及び構成比における()書きは、再任用短時間勤務職員に係るものであり、外書きである。

(級別の標準的な職務内容)									
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行 政 職	主 事 技 師	主 事 技 師	主 査 副 主 査	主 査	班 長 主 任	課 長 副 課 長	参 事 課 長	局 長	部 長

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
補 正 後	(0.975) 1.900	(1.175) 2.200	(2.150) 4.100	有	
補 正 前	(0.975) 1.900	(1.125) 2.050	(2.100) 3.950	有	
国 の 制 度	(0.975) 1.900	(1.175) 2.200	(2.150) 4.100	有	

支給率における () 書きは、再任用職員に係るものである。

オ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当の基本額

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支 給 率 等	27.025	36.57	52.44	52.44	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
国 の 制 度 (支給率等)	25.55625~27.025	34.5825~36.57	49.59~52.44	49.59~52.44	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	

カ 地域手当

支給対象地域等	1 級 地 (東京都特別区)	2 級 地 (大 阪 市)	6 級 地 (和歌山市、橋本市)	そ の 他 (異 動 保 障)	医 師 ・ 歯 科 医 師
支 給 率 (%)	18	15	3	18~2.4	15
支給対象職員数 (人)	42	9	7,817	852	28
国 の 指 定 基 準 に 基 づ く 支 給 率 (%)	18	15	3	18~2.4	15

キ 特殊勤務手当										
区 分	全 職 種	行 政 職	研 究 職	医 療 職 (1)	医 療 職 (2)	医 療 職 (3)	警 察 官	高 等 学 校 等 教 育 職	小 中 学 校 等 教 育 職	現 業 職
給料総額に対する比率(%)	0.6	0.1	0.1	—	0.1	0.1	1.6	0.8	0.6	0.4
支給対象職員の比率(%) (平成26年10月1日現在)	47.2	11.0	35.9	—	41.7	37.1	86.3	64.3	53.3	31.3
代表的な特殊勤務手当の名称	支給額の比率	へき地手当、教員特殊業務手当、私服作業手当、教育業務連絡指導手当、警ら手当								
	支給対象職員の比率	教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、警ら手当、夜間特殊業務手当、私服作業手当								
ク その他の手当										
区 分	国の制度との異同			差 異 の 内 容						
扶 養 手 当	同 じ									
住 居 手 当	同 じ									
通 勤 手 当	異 な る			県 の 制 度				国 の 制 度		
				○交通機関等利用者 6 箇月定期券等の価額による一括支給 1 箇月あたり支給限度額 55,000円 ○特急・高速料金1/2加算 1 箇月あたり支給限度額 45,000円 ○四輪使用者 2,000円～44,300円 ○自動二輪車等の使用者 2,000円～31,600円				55,000円 20,000円 2,000円～31,600円 2,000円～31,600円		
単 身 赴 任 手 当	異 な る			○基礎額 26,000円				23,000円		